

一般社団法人鹿角青年会議所会員資格規定

第1章 目 的

- 第1条 本規定は本会議所会員の資格および入会希望者の取り扱いに関する事項を規定したものである。
- 第2条 本会議所の会員は、正会員、準会員、特別会員、名誉会員および賛助会員の5種とする。
- 2 定款第8条第1項のただし書きについては、1月1日に満40歳に達した正会員も含むものとする。

第2章 入 会

- 第3条 本会議所に正会員及び準会員として入会を希望するものは、正会員2人の推薦により所定の入会申込書を提出しなければならない。
- 第4条 前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。
- (1) 入会后満1カ年以上経過している者で前年度の出席率が60%以上の者
- (2) 被推薦者に対して1カ年の義務履行の連帯保証ができる者
- 第5条 推薦者は、入会希望者に面接をするとともに入会資格の適否を調査するものとする。
- 第6条 推薦者は、前条の結果を理事会に答申するものとする。
- 第7条 理事会は、答申に基づき審査し入会の適否を決定する。入会の諾否は、理事長が推薦者並びに入会申込者に通知する。
- 第8条 入会を承諾された者は、入会金及び会費の納入をもって正会員又は準会員となる。ただし、入会承認後1カ年以内に会費等の納入をしない場合はこの限りでない。
- 2 前項のうち、卒業または脱会した会員と同一の企業に所属する者については、当該年度及び翌年度に限り入会金を免除する。また、転勤等により途中脱会した会員と同一の企業に所属する者で、脱会した年度内に入会を承諾された者の年会費は、当該年度に限り前任者の年会費をもってそれに充てる。

第3章 会 費

- 第9条 定款第15条に定める入会金ならびに年会費は次の通りとする。
- 入会金 特別会員 金 100,000 円 (終身会費)

年会費	正会員	金 96,000 円
	準会員	金 20,000 円
	賛助会員	1口金 10,000 円（1口以上）

- 2 正会員が入会を承認された月から月額 8,000 円で算出した金額を、その年の年会費として納付する。
- 3 準会員は入会月に関わらず、年会費を納付する。
- 4 特別会員は、会員になりたるときより 2 カ月以内にその会費を納入しなければならない。
- 5 賛助会員は、毎年 1 月末日までにその会費を納入しなければならない。ただし、年度途中入会の場合は、その入会のときとする。
- 6 同一企業の正会員は、2 人目以降正会員年会費を 48,000 円とする。
- 7 20 歳～29 歳までの正会員の年会費は、48,000 円とする。
- 8 前項又は前々項の会員が入会を承認された月から月額 4,000 円で算出した金額をその年の年会費として納付する。

第 4 章 会員の失格

- 第 10 条 定款第 19 条に定める行為があったときには、会員の所属委員長もしくは担当副理事長が実情を調査して理事会に報告する。
- 第 11 条 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い理事会に報告しなければならない。
- 第 12 条 理事会は例会および委員会に対して欠席が連続 3 回に及んだ会員に対して勧告を行い、勧告後 1 カ月以内に適切なる善処の意思表示および行為の無い場合は総会にて報告する。
- 第 13 条 前条並びに第 11 条の報告を受けた総会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会せしむることができる。

第 5 章 休 会

- 第 14 条 正会員及び準会員が長期の病気または海外出張等により、例会、委員会その他一切の行事に出席不可能の場合は、休会することができる。ただし、この場合正会員は、休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 第 15 条 前条の休会の期限は、1 カ年以内とする。ただし、理事会においてこれを延長することができる。

第 6 章 準 会 員

- 第16条 準会員は、一切の票決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。
- 第17条 準会員は入会を承認された月からその資格を有する。準会員の資格を終えた者は再び準会員となることはできない。
- 第18条 準会員はJC ネームプレートは与えられないが、JC バッジ及びJC 名刺は持つことができる。

第7章 特別会員

- 第19条 定款第6条の有資格者で、特別会員を希望する者は、所定の入会金を納入したのち特別会員になることができる。
- 第20条 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の票決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

第8章 名誉会員

- 第21条 本会議所の正会員および特別会員でない者で、本会議所の設立発展に功勞のあったものは、理事会の推薦により名誉会員になることができる。
- 第22条 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の票決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

第9章 賛助会員

- 第23条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は理事会の推薦により賛助会員として入会することができる。ただし、会費を納入しないときは退会とする。
- 2 会員資格は1カ年限りとする。
- 第24条 賛助会員は会費の納入をもって入会とし、会員資格は会費を納入した年度限りとする。
- 第25条 賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の票決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

第10章 顧問

- 第26条 顧問は、青年会議所の活動に対して適切な指導または助言を与える者で、原則として任期は1カ年とする。ただし、再任は妨げない。

細 則

第27条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附 則

本規定は、1985年1月29日より一部改正する。

本規定は、1986年1月19日より一部改正する。

本規定は、1988年1月17日より一部改正する。

本規定は、1991年1月15日より一部改正する。

本規定は、1993年1月17日より一部改正する。

本規定は、1994年1月16日より一部改正する。

本規定は、1995年1月14日より一部改正する。

本規定は、1995年9月19日より一部改正する。

本規定は、1997年1月15日より一部改正する。

本規定は、1997年9月16日より一部改正する。

本規定は、2001年1月13日より一部改正する。

本規定は、2007年1月15日より一部改正する。

本規定は、2017年9月13日より一部改正する。

本規定は、2021年12月15日より一部改正する。

本規定は、2023年9月16日より一部改正する。